

大阪樟蔭女子大学科学研究費助成事業取扱要項

最近改正 令和6年 4月 1日

(目的)

第1条 科学研究費助成事業（以下、この要項に於いて「科研費」という）は、人文・社会科学から自然科学分野まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的研究資金であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対し、助成される。この取扱要項は、「大阪樟蔭女子大学研究倫理規準」第13条に基づき、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から交付された本学の科研費の取り扱いについて定める。

2 この取扱要項に定めのない事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・施行令」、「文部科学省科学研究費補助金取扱規程」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金・科学研究費補助金）取扱要領」、「科学研究費助成事業公募要領」、「科研費ハンドブック」等の関連法令やルールに従って取り扱う。

(資格)

第2条 本学における科研費の応募資格は、次の各号の全ての要件を必要とする。

- (1) 本学との雇用契約がある者
- (2) 研究活動を行うことを職務に含む者
- (3) 研究活動に実際に従事している者
- (4) 学長が許可した者

(研究の開始)

第3条 科研費の交付内定を受けた研究者は、交付内定通知受領後から最終年度の3月31日まで科研費を使用できる。

2 前項により、新規の研究の場合は、当該研究事業の交付内定通知日からの使用となり、継続の研究の場合は、毎年4月1日から使用できる。ただし、本学から補助事業者および業者への支払は、当該科研費の受領後に行う。

(適正使用)

第4条 科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれており、科研費の交付を受ける研究者は、法令及び研究者使用ルール（補助条件・交付条件）に従い適正に使用する義務がある。本学においては、「大阪樟蔭女子大学研究費の適正な運営・管理のための基本指針」（以下、この要項に於いて「基本指針」という）に基づいて使用しなければならない。

(直接経費の使用)

第5条 研究代表者及び研究分担者は、直接経費を当該研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費のみに使用することができる。

2 研究代表者及び研究分担者は、科研費の使用について、効率的な運用を図るために、配分額に基づき

執行計画を立て、早期執行に努めること。

3 研究代表者及び研究分担者は、科研費の支出状況を常に把握し、適切な経費の執行に努めること。

4 研究代表者及び研究分担者は、直接経費の収支管理は、費目（物品費、旅費、謝金等、その他）毎に行うこと。各費目の使用については、別表1及び本条第6条から第9条に定める。

5 研究代表者及び研究分担者は、直接経費の交付申請書に記載した費目ごとの額にしたがって、直接経費を使用するものとする。ただし、研究代表者は、補助事業の目的を変えない範囲で、各費目の額について直接経費の総額の50%未満（この額が300万円に満たない場合は300万円）を限度として変更が可能である。また、この額を超える変更が発生する場合には、「直接経費使用内訳変更承認申請書」を提出し、文部科学省もしくは独立行政法人日本学術振興会の承認を得なければならない。

（物品費）

第6条 物品の購入・管理については、基本指針第3条及び第4条に定める。

2 物品費より設備備品を購入する場合、研究への効率的な利用を考慮して、早期納品されるよう購入計画を立てること。

3 購入された設備備品は、科研費使用ルール及び基本指針第5条に基づき、すみやかに本学に寄付すること。

（旅費）

第7条 出張にあたっての事務手続、経費（交通費、宿泊費、日当）、提出書類については、「学校法人樟蔭学園旅費規程」に準じる。

2 海外出張の日当・宿泊費については別表2に定める。

（謝金等）

第8条 研究者は、役務を依頼する研究協力者等と依頼内容・勤務時間・謝金の支払方法等事前に打ち合わせを行ない、了承を得ておくこと。

2 雇用するアルバイト、雇人等については、基本指針第6条に定める。

（その他の経費）

第9条 その他、科研費の使用に関して不明な点がある場合は、事前にくすのき地域協創センターへ照会すること。

（間接経費）

第10条 間接経費の手続きについては、基本指針第7条に定める。

（内部監査の実施）

第11条 本学では、適正な科研費使用の確保のため、次の内部監査を行う。

（1）通常監査

内部監査を実施する年度において、本学研究者を研究代表者とする科研費全体の件数の概ね10%以上を対象とし、科研費の適正な使用につき、書類上から整合性審査を実施する。

（2）特別監査

通常監査を行う科研費全体の件数の概ね 10%以上を対象とし、書類上の審査に止まらず、実際の科研費使用状況につき事実関係調査を実施する

(改正)

第12条 この取扱要項は、大学事務部部长が学長との協議を経て、改正することができる。

附 則

- 1 この取扱要項は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成21年12月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成27年 4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成30年 4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成31年 4月1日から施行する。
- 6 この改正は、令和 3年 6月1日から施行する。
- 7 この改正は、令和 6年 4月1日から施行する。

別表1 直接経費の各費目の対象となる経費

物品費 消耗品・設備備品等、物品を購入するための経費

旅 費 研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

謝金等 研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること）

その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用））

別表2 科学研究費補助金海外出張における日当・宿泊費

<外国旅費（派遣）の日当、宿泊料一覧表>

職位		教授・准教授		講師・助教・助手	
日当・宿泊料の別		日当（円）	宿泊料（円）	日当（円）	宿泊料（円）
まら出 で入国 の国す	指定地方	7,200	22,500	6,200	19,300
	甲地方	6,200	18,800	5,200	16,100

単 価 日 か	乙 地 方	5,000	15,100	4,200	12,900	
	丙 地 方	4,500	13,500	3,800	11,600	
場 同 合 一 地 域 に お け る 滞 在 日 数 が 三 日 以 上 に な る	に 係 る 単 価 六 日 以 上 に 係 る 単	指定地方	6,500	20,200	5,600	17,400
		甲 地 方	5,600	16,900	4,700	14,500
		乙 地 方	4,500	13,600	3,800	11,600
		丙 地 方	4,000	12,100	3,400	10,400
	に 係 る 単 価 三 日 か ら 六 日 ま で	指定地方	5,800	18,000	5,000	15,400
		甲 地 方	5,000	15,000	4,200	12,900
		乙 地 方	4,000	12,100	3,400	10,300
		丙 地 方	3,600	10,800	3,000	9,300

備考

1. 上表に掲げる額は、上限額であり、これを下回ることはできる。
2. 海外出張の1日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先区分に掲げる額とする。
3. 車中泊、機内泊等の交通機関による移動中は宿泊費を支給しない。
4. 指定都市、甲地方、乙地方、丙地方は以下のとおりである。
 [指定都市] シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブ・ダビィ、ジェッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン
 [甲地方] 北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラ

ヴィア、モルドバ、セルビア、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

[乙地方] 指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）

[丙地方] アジア地域（本邦を除く。）中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち、指定都市の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれら周辺の諸島を除いた地域

なお、各地域は以下のとおりである。

<北米地域>北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の諸島（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

<欧州地域>ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の諸島（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

<中近東地域>アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の諸島

<アジア地域>本邦を除く、アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。）、インドネシア、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の諸島

<中南米地域>メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の諸島

<大洋州地域>オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の諸島並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある諸島（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

<アフリカ地域>アフリカ大陸、マダガスカル、マスカリン諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の諸島（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

<南極地域>南極大陸及び周辺の諸島